

旧  
考  
余  
録

三

旧考余録卷之三目次

厭欣御旗前後考

- 一 文明・明応頃より被為用事
  - 一 井田合戦の時より被為用事
  - 一 清康君逝去後被用事
  - 一 永禄三年五月廿二日被為用事
  - 一 永禄六年正月十九日、同廿一日被為用事
  - 一 永禄七年正月一向乱大樹寺より立しといふ事
- 并 紳書の説
- 一 東照宮肥前国名護屋御下向の時も被為用事

【紳書】(忘れないように)大帯の垂れ下がっているところに書き付けること。

親氏君 泰親君御塚所考

信光君 御名評

清康君御墳墓考

贈大納言廣忠卿御墳墓等考

一 御逝去忌辰異説なき事

一 大樹寺・松應寺・大林寺・法蔵寺の記、異同ある事

一 桑谷廣忠寺由緒の事

一 大樹寺等四箇寺御由緒略出の事

一 大樹寺・松應寺にて御追遠・御法事差別ある事

一 大樹寺に御再建御廟石不同の事

一 御院号を称さすして御道号を唱ふる事  
傳通院御方仮御法号

旧考余録卷之三

竹尾次春謹編

厭欣御旗前後考

東照宮、三河国にて御創業の御時、常に立させられし厭離穢土  
欣求浄土の御旗は 御先祖より用ひさせられしと云、或は

東照宮初て用ひさせられしといふの二説あり、又御馬印と云  
御旗といふの差別ありて、一様ならず

文明・明応頃より被為用事

浄僧筆記 暁誉源  
惠記 云、御当家の御旗は欣求浄土厭離穢土の

二文なり、是は文明二年・明応二年両度三河国大樹寺開山

勢(せい)譽(い)愚(ぐ)底(てい)上人、大檀那源親忠君へ浄土の法門を演説勸

【勸誡】善を勧め、悪を戒めること。

誠の時、同国伊保・足助の敵軍、松平の興隆を妬ミ討亡さん  
と言合せ、数多の人数を差向し時、所化大衆を始め檀那百  
姓まで一味せしめ、此旗を以て討出ければ、数千の敵軍は  
案に相違し敗北せしかは、此以後の御例と定められける  
にそ、夫より御代々の御吉例となし給ひ、別而 東照宮は  
再び登誉上人の勸化を信仰し給ひ、此御旗を以て三河  
国を平治し給ひ、夫より甲斐・信濃・駿河まで攻討せ給ふ、終に  
天下御成就なし給へる事、全く此御旗の御利運故なれば  
日光山にても御神宝の第一也と云、さすか南光坊大僧正

【所化】仏語。仏菩薩などにより教化されること。また教化を受ける者。

【勸化】仏などの教えを説いて、教え導くこと。

なれとも他宗の旗・他宗の文を御神宝第一と定られし事  
大神君御一世の間、御身を放ち給はさりし故なれ八、御子孫に  
至り候ても尤御大切思召す所なり下略

井田合戦の時より被為用事

深秘録云、清康君御事之後伊田合戦之節世云三州伊田

郷合戦者天文五丙申二月初清康君御事之後織田信秀八千余敗走 厭離之御旗初

永禄六年四月御改於赤金扇其後扇子骨御改之由

浄僧筆記詮應上人記云、厭欣の御旗は 御当家第一の 御重

宝なり、昔三河国と信濃国との堺の住人鈴木氏、足助の領主、拳母の領主等各 御当家の興り給はんとするをいとひ

数万の軍を率し来り攻し時 親忠公、わつかの勢を以て  
破り給ひし時、大樹寺開山勢誉上人是一味し、雲水百  
姓を率ひ加勢せられし時、此文を白旗に認め、寺の後より  
不意に討出られしかは、敵軍大に驚き靡き敗れければ

御当家忽ち御勝利となりしより此御旗を以て御吉瑞の  
御旗とも申と云、是より一向宗一揆をはしめ皆此御旗を  
さゝせ給へるなり下略

清康君逝去後被用事

紳書二云、厭離穢土の御旗は、清康討れ給ひしとき、信秀、三  
州へ乱入せしに、親忠の菩提寺大樹寺登誉上人僧徒地(ちげ)下



人を集め、百四五十騎にて打出て後詰の様に見せにける、よりて  
勝利ありければ、其後用ひ給ひし

永禄三年五月廿二日被為用事

萬世家譜寺社部 曰、増上寺書上

神君常仏道御信仰大樹寺九世鎮誉上人御旗奉

書記于厭離穢土欣求浄土之文觀經之文也 所世伝者

右御旗永禄三庚申五月廿二日、大高開城大樹寺

被為人之節、上人奉之、自夫以後被為持、後牧野家

被替於金扇之馬印云

永禄六年正月十九日、同廿一日被為用事

岩淵夜話云、永禄六年正月十九日

家康公、岡崎の城を御立被成、山中に御陣を取、同廿一日  
牛窪の城へ御登り被成時、本多平八郎十六歳の時なりしに  
牧野内にて武辺の侍牧野惣次郎と鎗を合するなり、牧野  
家の稲垣平右衛門と申者分別を致、牧野に異見を加へ、酒井  
左衛門尉・石川日向守を頼三降参仕、牧野右馬允、御旗本に被  
成、幸右馬允妻子無之二付、酒井左衛門尉聳に成て御譜代  
衆に劣らしと御奉公たてを致す、この御陣まで御馬印白き  
四方の内に墨にて厭離穢土欣求浄土と云文字を書たるを  
御持せ被成候といへとも、牧野金の扇子の印、殊の外見事也と

被仰、御所望被成、御馬印と被成、然れとも牧野手前にも其俛用ひ候様にと被 仰付、小田原陣迄牧野馬印も其俛金の扇子也三葵続録云、世所伝、永禄 葵亥正月廿一日、牛窪御働、牧野右馬允降参、此御陣迄厭離穢土之小旗御持之所、牧野金扇依見事御所望為御馬印

永禄七年正月、一向乱大樹寺より立しといふ事

并紳書の説

御家譜云、永禄七甲子正月一向乱最中、大樹寺和尚登誉上人請末寺御旗申請為御味方对阵於一向宗門之徒故浄土宗之旗者厭離穢土欣求浄土卜書

紳書三云、一向一揆の時、永禄七年正月十一日針崎衆、上和田を  
攻る、大久保父子防戦せしに、五郎右衛門は討れ、七郎右衛門は  
創(きず)を蒙り、上和田殆と危し中略神祖の御馬印白五幅の四  
方に厭離穢土欣求浄土と墨にて書たるなり、是は一とせ御  
戦利なかりし時、三州の大樹寺へ入せられ、登誉上人に对面  
有て没後の事なと頼ミ給ひて御自害あるへかりけるに、上人  
とゝめ参らせ、今一度御合戦ありてこそ兎も角もならせ給ふ  
へきよしすゝめ参らせて、白布に此文を書いて御馬の先におし立  
当時の靈仏九郎本尊を上人はいたき奉り、僧徒以下をかり  
催して出て戦ふほとに、御戦忽利ありければ、子孫まで永く当

寺の檀那たるへきよしを書て上人に賜ふ、上人その御筆の跡を九郎本尊の像中に納められて今にありと云、是此御馬印を御吉例のよしにて用ひさせられしなり中略九郎本尊は義経の安置と云、後に大樹寺より御持仏堂へ納め給ふ、元龜のころ、信玄より美少人を仕立、京都より

家康公へ宮仕にこさせたり、抱へ給ひしに、此本尊自ら倒れしに驚き給ひ、御目覚めたりしに、彼少年の御寢所へ忍ひ入りしを御とらへ有て糾問有しかは、事のよし顯れたり

公、是を殺し給はずして甲州へ送り遣はされし程に、信玄怒て其父子共に刑すといふ、本尊は今増上寺にまします

東照宮、肥前国名護屋御下向の時も被為用事

筑前国黒崎藤田村清林山地蔵院浄蓮寺記云  
当寺中興信誉存道上人者武城三縁山觀智国師  
存應大和尚之上足也豊臣殿下被征朝鮮之時  
東照神君当国遠賀郡於茶屋原招請信誉欲受十  
念信誉申云法水必從上流下 公応下馬 云  
上意云軍陣在礼不拜師当登高岡師即上岩上時  
公脱御足於庁鐙終不下馬受十念存道着袈裟立  
而奉授十念即為御布施賜小刀 云此時御旗之  
文即有欣求浄土厭離穢土二行之文

謹按るに、右等は皆世に伝ふる所なれと、多くは伝説の謬を  
其まゝしるし、或は初て用させられしと記せるを見て全くの  
始なりと思へるより、其根元を失へるに及ぶ事歎するに  
あまりあり、抑此御旗は大樹寺開祖勢誉愚底大和尚  
右京亮親忠君とはかり、大樹寺草創の時、国土と伊田野に  
合戦ありしに、此文を以て旗となし給ひ、数千の敵を小勢  
にて突崩し給ひしより、三河国に威を振はせ、御手広く  
なり給へは 御当家の御吉例と定めさせられ、世々御累  
代用ひさせ給ふこと、源栄・廣誉両上人の記を証とすへし  
其のち 清康君も是を用ひ給へは

東照宮は御初陣より猶々是を用ひ給ひしなり、されと  
廣忠君御事のゝち、久しく駿府におはしましければ、大樹寺  
登誉上人寺宝を出し、古記先祥によりて是を奉りしより  
猶御吉瑞の御品と定めさせ給ひしなり、此御旗に二本  
と一流との別あるによれば、其頃は御馬印にも御旗にも  
御さし物にも是を用ひさせられしにや、今日光山の御神  
宝第一・第二は此欣求浄土厭離穢土の御旗にて二流の  
よし、又御武器帳には一行書にて一流なり、又筑前国  
浄蓮寺の記の画には二幅の白地に二行書なり、かく差  
別あるをもて考るに、すへて御旗・御馬印・御差物等何事



にも此文を用ひさせ給ひし事明らけし、金扇御馬印に  
改めさせ給ひし後は用ひさせ給はさるやうおもへと、西国  
御下向等にも用ひさせ給ひて 御当家御累代の御宝旗  
なれば 御代々悉く此御旗を用ひさせられしなり、されは  
四海を昇平なさしめ給ひし御神器と謂つへし、且此文は  
恵心僧都、往生要集を撰はれし時、観無量寿経の中に  
ある文によられて、六道十楽の広積ありし時の二句なり  
しを、大樹寺開山勢誉上人、其頃は乱世にて四民其所を  
得ざるを穢土に比せられ、天下を浄め給へるを浄土にた  
くへられて 親忠君にもときす(説)め奉りて、初めて用ひさせ

られしなん歟、開運録・帰敬録等にはその勸誡(かんがい)のむね委  
しく記すといへとも、いかゝと思へる事もあれ八こゝに出さす

親氏君 泰親君御塚所考

三河十代考の中に 親氏君御廟所の異同を挙て云

三河聞書 徳川記 康安元年四月廿日逝去

関野濟安三河記 高月院書上

大樹寺伝記 応永元年四月廿日逝去

家忠日記 松源大系譜

参松伝 康正二年四月廿日逝去

異本三河記 応仁元年四月廿日逝去

右書の外、立花家譜には応仁元年丁亥四月廿日卒と云

【東照軍艦】「家康文庫」  
に有り。(黒表紙)

東照軍艦には応永二十八年辛丑夏四月廿日夜、弾正左衛門  
信秋害し奉る、年齢三十四歳と云、高野山弥勒院記には応永  
十三丙戌年四月廿日逝去と記す、松平太郎左衛門家譜には  
応永二十癸丑年四月廿日逝去六十三とあり、かくのことく  
異説多しといへとも、御廟所の一儀に於ては高月院のミなり  
又武徳大成には四月廿日とのミ記し年号なし、又駿府金米  
山宝臺院の御位牌の裏并過去帳には永享九年四月廿日  
とあり、三縁山過去帳は高月院・大樹寺等と同じ、是等の記  
類、今異同を糺し究めんとすれば、かへりて崇儀を失ふへし<sup>つ歎</sup>

四月廿日はいつれの書も同じければ、たゞ往昔戦乱の中に卒去ましませし御事ゆゑ聞及へるまゝを誰々も記せしならん歟、然りといへとも御墳墓の地においては正拳せすんはあるへからず、今諸書所拳の中に

松平太郎左衛門家記云、親氏君 松平太郎左衛門尉

三河守応永二十癸巳年四月二十日逝去六十三、号芳樹院殿  
俊山徳翁大居士 葬所 松平郷高月院

又云、親氏公御墓之儀者只今本松山高月院境内之御墓  
所無相違御事ニ御座候歟と奉存候

三州古城壘地理志云、左京亮有親嫡子親氏、永享元年有

故上州世良田ヲ避テ三州松平ノ郷ニ移リ、郷主松平太郎左衛門在原信重婿ト成テ其家ヲ継、同ク太郎左衛門親氏ト云  
康正二年四月廿日逝ス

三河墳墓記云、親氏君御墓、松平村高月院にあり

松平郷高月院 号本  
松山 記云、開山見譽寛立和尚、永和三丁巳

十一月廿五日入寂、応永元甲戌年四月廿四日親氏公逝去、此節御導師は二代目浄誉閑的和尚相勤申候

華頂山古記云、親氏君御墓、末寺三州松平郷高月院にあり  
尊牌又其院に被安置

新田系図云、親氏君、康安元年戊申四月廿日御逝去、葬

松平郷高月院

高野山弥勒院記云、応永十三丙戌年四月廿日、親氏君逝去  
葬松平村

東照軍艦云、于時応永二十八年辛丑夏四月廿日の夜、弾正左  
衛門信秋あへなくも親氏君を害し奉る、年齢三十四歳、屋敷の裏  
なる北山に葬り、御諡を春山徳翁禅定門と号す

三縁山旧記云、親氏君御法諱俊山徳翁、奉号芳樹院、御墓  
在于三州松平高月院

大業広記云、親氏君葬松平村高月院

立花氏家譜云、親氏、応仁元年丁亥四月廿日卒、松平郷高月

院ニ葬シ、芳樹院殿俊山徳翁大禅定門ト号

謹按るに、大樹寺は 親忠君開基成し給ひしより

御代々御墳墓の地と定めらる、依て元和三年新に

親氏君 泰親君 信光君の御石碑を加へ建らる、是

東照宮の命による所といふ、前に挙る所の書ミな

親氏君の御墳墓は松平村高月院と記す、しかるに、三州梁

山村妙昭寺にも 親氏君御廟塚有之、是は太郎左衛門

寛永の頃、此寺帰依の事ありて一子を葬する事ありしかは

其時彼墓に並へ 親氏君の小塔を造立せし也、たゞ石碑を

立しはかりにて、分骨の地にもあらさるたくひ他にも多かれは、法

諱を彫刻し塔を建てたる所なればとて悉く廟塚とおもふ  
へからず、凡紀伊国高野山・洛東新黒谷などには諸宗の道  
俗貴賤の墓殊に多し、葬地は施主の本国にありてたゞ  
塔をたて名を彫りしのミなり、是に類し妙昭寺を

親氏君御分骨の地とは思ふへからず

三河墳墓記云、泰親君御墓有、松平村本松山高月院在之  
御系図大全云、泰親公御墓、松平高月院

三河聞書云、泰親君松平村高月院葬送

異本三河記云、太郎左衛門尉泰親葬、高月院

高月院記云、太郎左衛門尉泰親君御墓、当山有之、号秀岸



祐金大禅定門

松平太郎左衛門家記云、泰親君 太郎左衛門尉 三河守

親氏君弟、永享九丁巳年九月廿四日逝七十五、号良祥院殿  
秀岸祐金大居士、葬松平郷高月院

三河記云、泰親君、文明四年甲辰九月三日卒去、本松山高  
月院に葬、御法名を良祥院殿秀岸祐金大禅定門と号す

謹按るに、親氏君 泰親君、三河国に移らせられし御  
事跡、諸書に載る所等しからず、是は打つゝける乱世なれば  
誰記し置く人もなく、又御身さへ世を忍はせられ 御名を  
かくし、氏をも改められければ、御祖考類葉の訳からは皆後

人の記す所にして

東照宮の御代の始口碑にのこり、民間に伝ふる事なと  
あつめ記せる事おほかれは、是を正しとすれ八彼に違ひ  
左を實とすれは右にそむく、故に 親氏君 泰親君

御卒去の年月日審詳少ければ、右のことく出す、然八あれと  
たかへる事あらは後哲これを正し、僕(やつがれ)か不調を補給ふへし

且、奥州胆沢郡黒石村

曹洞宗大  
梅拈華山

正法寺記に、徳阿弥・祐

阿弥・妙阿弥の年月日、妙阿弥の一子妙菊等并東照軍鑑

徳川世記・三岡記・三陽軍鑑等に異説あれ共、別に三河

御八代考を謹述するか故に略茲

信光君 御名評

武徳大成記云、信光君、岩津二城ヲ築 下略

謹按るに、信光君より 廣忠君まで御六代の間八御逝  
去の年月日とも諸記一同にして異なる事なく、御葬地も詳  
なれば別に記し出へきにも及はず、されど 清康君・廣忠君の  
御両君御墓所を書出せる寺院数多なれば、其事は末に記  
しぬ、凡 御当家三河国へ移らせられし後 信光君を  
御嘉苗御繁栄の御中興と称すへき歟、此君よりして御武名  
世にもひろく郡村をも多く知り給ひぬること実にはれある  
事なるへし、抑清和の源なかれ遠くして末広く宇陀・村上・花

山等の源氏の及び給はさる所なり、且、源姓を初めて賜はりし  
経基王よりは三代に及はれしを頼光朝臣と名け、又足利家  
天下をしられしのちの第三世を義満公と称し、又 御当家  
三河国にうつらせ給ひての御三代目を 信光君と申

東照宮、方夏を撫給ひてより御三世の君を

家光君と称し奉れるなむ、いと目出度御名にて 御末葉万々

世に及はせ給へる御瑞兆と申奉るへき歟、頼光朝臣・義満公

信光君

家光公ミな第三に自然とミつの文字附せられし事、たゞ神

仏の冥慮にてもやあらむ、さにあらずはいかてかく三にミつの

【方夏】四方と中夏。中国「書武成」に「誕膺天命以撫方夏（大いに天命に当たる以て方夏を撫す）」とある。中夏は中國人が自國を尊稱する語。中は中央、夏は大の意。撫は「やすんずる。膺は「あたる。つまり、東照宮、方夏を撫給ひて…」東照宮は日本國中を統一され、人民を安ぜられた」となる。

訓同しかるへきや、凡三にはみつるの訓あれ八、第三世にてかく目出度御祥号の附セ給へること

御神胤永く世に満給へるの禎祥なるへし、御紋の三葵も三つの縁あり、又三河国より興らせ給ひ

東照宮三縁山を御菩提所と定められ、其後山王を御産神となされ、御三家・御三卿の御唱もともに目出度御事としられぬ、とにもかくにも天地人三方明らかに世人三綱(さんこう)の道を正しくまもり、三宝の冥慮により三光のあまねきかごとく御世万々歳を照し八島の外まではらひ清め給ふへき事の世にあらはれなむ御儀なるへきもの歟、又三は参にて、のほる

【禎祥】めでたいしるし。

【三綱】儒教で人間の重んずべき君臣・父子・夫婦の三つの道をいう。多く「三綱五常」と熟して用いる。

の義を含む、仍而参 内・参詣・参上等と云、又参議を  
 宰相と通称し、参政と異唱なすも皆与奪の義あれ八  
 源家の中、御繁栄を興させ給へる其三世に必三の訓  
 同しく光・満と附させらるゝ事、後裔必四海に充滿し、御  
 家名を万邦に光輝せしめらるへきの禎祥歟、抑又自然の  
 御徳沢により、上天冥に名附させらるゝ所歟、名体不離の  
 靈徳名詮(みょうせんじしよ)自性の義理に応する事凡慮のはかりかたき  
 所なり、凡此君より御手広に御武名も高振に至らせ  
 給へ八、御徳業も拔郡(群)にて、国土遠近共雌伏の訳柄等  
 是又三河御八代考に謹述す、故に略茲

【与奪の義】「与奪」よ  
 だつ」権限をもつて  
 その任にあたること。

【名詮自性】仏語。名が  
 その物の性質を表すと  
 いうこと。名実の相応  
 すること。

清康君御墳墓考

大樹寺記云、天文四乙未年十二月五日、尾州森山<sup>二</sup>而御横死<sup>二</sup>付密に岡崎御城近所菅生丸山<sup>二</sup>而奉御火葬、御導師は当寺八世宝誉和尚相勤申候、右菅生丸山と申候<sup>者</sup>則岡崎隨念寺之山<sup>二</sup>当寺末寺御座候、当山<sup>者</sup>

御代々様之御菩提所<sup>二</sup>付、御導師御焼香奉申上候、依而御廟御建立尊牌御安置被遊候、隨念寺方<sup>二</sup>七御廟 尊牌是又被遊御建候、天文十六丁未年十二月五日、拾三回忌之時、御寄附之御判物有之候

道甫十三回忌為孝養御寺近所二付、以真如寺領内  
參拾貫目永代寄進候、從此内公方年貢大門築田  
方江從御寺弍貫五百拾文可有御納所候、但依其年  
賦可為檢見次第候、田畠小日記別紙有之候、作人者  
附為誰之披官被召放、御寺之可為御計候、於子々孫々  
不可有違乱者也、仍未代之証文状如件

天文拾六年<sup>丁未</sup>十二月五日 岡崎三郎 廣忠在判

大樹寺

天明四辰年 善徳院様弍百五十回御遠忌二付、御法事之儀被



仰付、白銀五拾枚、隨念寺江茂白銀五拾枚被下候

岡崎瑞念寺記云、善徳院殿年叟道甫大居士清康君

隨念院殿慶堂泰栄大禅定尼同息女 久姫君右両靈尊儀之 御廟

所有之候二付、右為御菩提所永禄四酉年三月

東照宮様、新二御建立被成下、本寺大樹寺第九世鎮譽魯耕

上人遺弟(こうよろぶん)譽魯聞和尚を以当寺開山とし、住職被 仰付之

後本山へ転住十五世と成、其後又当寺へ来り 其時寺中五ヶ院を添開  
寺中魯方院を別開し、隠居所とし入寂す

せらる、慶長八年八月廿日、関原御帰陣之節 御朱印五拾石を

賜 是より先御仏供料御寄附田有之候処  
田中兵部大輔入部後没収すといふ

岡崎大林寺記云、清康様、往古三州安城ニ被為成御在城候節

岡崎城主西郷弾正左衛門尉信貞之御賀養子と被為成候二付

信貞者岡崎城南明大寺村江被成隠居、岡崎御城者

清康様江被成御讓、息女春姫様与御嫁縁御座候、右西郷

信貞者大林寺開基大檀那二而御座候二付、御入城後時々御参

詣、寺門之破壊を御覧之上、享禄四年卯秋、本堂并御祈祷殿

御再興被成下、弥々永代可為御菩提所御約定被遊候、天文四

乙未年十二月五日御卒去之处、御奥方春姫様、御臣下衆江被申

述、尊骸当寺江御送、三世の住持照翁奉御引導御法諱

善徳院殿年叟道甫大居士と奉称候、御廟者御祈祷殿之西二

被建営御尊牌者本堂東之壇二奉安置候春姫君、天文

十七戊申年二月十六日、御掩粧御法号花岳院殿芳月青春大姉  
と奉称候、御廟者御祈祷殿之西北ニ有之、御位牌者本堂ニ安置之  
仕候、御祠堂御寄附之品々数多御座候

謹按るに 清康君森山守山ともにて卒去後、岡崎の諸士評  
決の上菅生にて御火葬申上し処、大樹寺は御代々

御菩提所たるにより先例に任せ、導師御焼香彼寺より勤め  
られ、尊牌安置の上、御中陰中御回願は勿論御年回等  
にも御法会仰付られし事必定なり、大林寺は西郷氏の開基  
と云、御室家の御菩提所なれば、此本へも御分骨御廟を建  
させられ、御位牌も御安置あられし事是又必然なるへし、然

れは三ヶ寺の記録異なるに似たれとも、大樹寺は 御菩提  
所なれ八、御導師を勤め 御代々御例によらせられ、御廟を  
営ませられ、瑞念寺は御火葬の地所たれは、是へも御墓を建  
させられ、大林寺は御室家父祖の御菩提所によりて御分骨  
ありて、是又御石碑造らせられし事たかひあるへからず、抑

清康君は

東照宮御祖父君にておはしましければ

東照宮、駿河国におはしまし、時は御墓まうて御霊牌御拝  
などはをさの人々仰を承はりかはるくつとめ又香花の料附させ  
られし事もおほろけならさりしを、天正十八年東国に移らせ

給ひしのち、田中兵部大輔、岡崎の城主たりし時 御当家  
 より附させられし田畑ミな没収せしかは、こはいかなるうき世  
 にやと御由緒の寺院なけきを重ね、東国に下りて事のよし  
 申上ければ、それ〳〵に賜物あらせられ、御供養の怠りなきを定  
 置せられしとなり、慶長五年関ヶ原御勝利の〵ち、同じき六年  
 御由緒の寺院に地を附し、なきみたまをなくさめ、再ひ香花の  
 光を増させ給ひ、猶御祖父の御墓前は一きはならひなくはか  
 らはせ給ひければ、寺々にては是よりして御香の烟は都率(とそつ)に  
 のほらしめ灯の光は六の岐をも照すへきをよろこひける、さても  
 此君の御墓三の寺に築せ置れければ、こゝにその旧録を挙て

【都率】都率天の略。兜  
 率天。欲界の六欲天の  
 第四。弥勒菩薩が住む  
 弥勒の浄土。

親疎ある事を少しくしるし置ぬるはかりになむ、且 親氏君

三河国に移らせ給ひしより 泰親君 信光君 親忠君

長親君 信忠君迄皆松平をのミ称せられ、御本性をつゝませ

給ひしなり、こは其頃足利氏の世、殊に三河国八其一門細川・一色

吉良等のしれる地なれハ、憚らせられ給ひしにや、しかるに

清康君八勇義烈雄の御生得と云、足利氏も次第に衰へけれハ

今八何事をか憚んと思召れしにや、初而世良田と名乗、城北地

続殊に海道の見つきなる大林寺の禁札に迄記さしめられしハ

御復姓の根基と申へきにや

さらハ永禄年中  
新田徳川に  
東照宮御復姓遊ハ  
されしなど

思へるは 清康君の此時の事  
なとを勘へさるのあやまりなる歟

贈大納言廣忠卿御墳墓等考

大樹寺殿

贈大納言  
廣忠卿は

東照宮の御父君にておはしければ、大樹のもとに仕ふまつれるものは高きいやしきへたてなく、祭拜遙礼なし奉るへき事なりけり、其故いかんとなれば、皇国久しく乱戦の地となりて父子の親しきもはなれ、君臣の行ひもすたれて強きはよわきを合せ、怠れるはすゝむに奪はれ昨日のさちけふのくるしき父は子をなつかしともせず兄は弟を愛するなく互に親をも害し兄をもうちて、己か世にたゝんと  
のミ思へる怖しき心のみに行きて、さすか形は人の身なれとも胸のほむらは鬼人にもをさく劣らぬ時にあたれる世の中に、四の海を

しつめ、四の民の心あらため、国をゆたかに納め給ひて正しきにかへし給へる

東照宮を世に降し給へる御父君なれば、召仕はるゝ者八我家々の先祖の恩をおもひ、今の身の安きをよろこふにも、此君のいにしへを仰き奉らてはかなふましき事なるへきを、すてに此君を過させ給ひしよりは猶さら御代も定まり

東照宮神さり給ひしのちよりも、二百年にあまりて、つるき太刀八身に帯るのミにて、弓矢は袋におさめ、かしこく生れ来りしさちにまかせ昔を忍ぶはかりにて、乱れし世のふることはかたりつき、いひつくにあやまり多かりてまことを伝ふるは稀なりけるにそ、おのつ



から学び極むるものさへもしるせる文のあとさきにまとひ、又は一つの書によりて外を見ぬ怠りよりして、正しきことも末に至りては山川の流れくゞて其の源にくらく成りゆくに同しかりければ此君の御遺骸をおさめ奉りしと聞えけるも大樹寺のミなりと思ひ定めけるはたゞ僕か<sup>(やつがれ)</sup>学ひの少き愚さにのミおもへる、のみならず世々遠く皆此寺を御廟所・御靈前と定め置けると見えて何くれの文にも左にしるせるに、此ころふと探索のついて此君の御終焉に至りうたかはるゝ事のありて、三河国諸寺の記を繰閱せしに、此寺の外四箇寺に御廟牌ありければ、こはいかなる事にや乱れたる世のならばしにて、そか中にはまことならぬ事なとも交

記ありなんかと、初めて思ひをとゝめ、三河国諸寺の古記を索  
閲し、記中より官司に書出せる条をそのまゝ精抄し、岡崎殿の  
御葬所・御廟地などの事をしるさんと、先諸書にのする所の  
逝去の月日を出し、ひめ置し諸寺の記を添削なく列出し、後に  
本縁を刊定し、相つきて四寺御由緒の事からをのへ、加ふるに  
御追薦(善し同)の深遠をしるす、後の人もし此君の御廟の地につきて  
疑あらんには考助のたよりともならん歟、元より文華のためなら  
されは、言葉足らずゆゑに意樹の正しきを捨給ふことなかるへし

御逝去忌辰異説なき事

武徳大成記四云、天文十八年己酉正月三日、尾州織田信秀卒

嫡男信長嗣テ其衆ヲ領ス、岡崎衆相謀リテコノ凶事ニ因テ  
三州ノ織田方ニ属セシ敵塞ヲ攻破リテ、国内ヲ平治セントス  
然レトモ 廣忠君モ二月初旬ヨリ起居安カラスシテ三月  
六日逝去シ給フ、春秋二十四

御年譜云、天文十八年己酉三月大六日廣忠逝去

【大】大の月。  
天文十八年三月は三十  
日まで。

聞訃於尾州

同附尾云、織田備後守信秀

元弾 正忠 死 四十二歳  
号桃巖 中略

三州遍属廣忠卿雖然岡・安城両城未岡崎之味方

因斯中略合駿州・三河勢而所欲攻破安城廣忠卿

発病

二十卒去誠以義元之威光徧伐従三州雖震  
四歳

武威於東海不幸短命也恪之嘆之法名号大樹寺  
殿贈亞相府應政道幹

烈祖成績

成功記

創業記

武德編年集成

東遷基業

開運錄

三葵錄

家忠日記增補

源流綜貫

將軍家譜

大業廣記

知恩院記

松應寺記

大樹寺記

三州聞書

三河記  
本数

岡崎古記

御系図大全

三松伝

武將伝

松源大系図

徳川記

徳川清流記

薨日記

三州墳墓記

中興城主記

大樹帰敬録

以上諸記皆以三月六日、為正嘗無異説紛義以故

諸記全文悉略茲

大樹寺・松應寺・大林寺・法蔵寺の記異同ある事

大樹寺記云、大樹寺様天文十八年酉年御逝去之处、軍陣物騒敷折節故、暫大林寺に御滞棺、夜中密に能見原に於て御葬式有之候、其能見原は唯今松應寺之地是也、当寺九世鎮誉上人御導師に罷立御焼香申上候、同所<sub>二</sub>而御火葬仕御菩提所故御全骨当寺<sub>江</sub>奉収候、其後御廟御建立、尊牌御安置被為成候

岡崎大林寺記云、天文十八<sub>己酉</sub>年三月六日、於岡崎御城御他界被為遊候、其節四方兵乱最中故 御他界御儀御沙

汰難被為成御時節二御座候、然処大林寺儀者 御城郭近

隣と云、殊に 清康様并 御台所春姫君様御両靈様

御菩提所故、三代目之住持照翁、御城江被為召 廣忠様

尊骸之始終委被為 仰渡、夜中密二大林寺江 尊骸被為成

入御、則末寺安養院住持利賢 尊骸奉沐浴、照翁為御戒師

浄土宗円頓戒授与并 御剃度之法則仕、末寺光善寺

住持意伯奉御剃髮 尊骸奉納龕中、一山之僧侶昼夜無怠

慢大切二奉守護、經多日蜂起之軍兵退候後、御他界之御披

露有之 御葬礼御莊嚴具於大林寺相調、御龕前之御法

事奉執行、当山境内能見野と申所江一山之僧徒供奉

御龕輿奉 御葬送候砌、大樹寺出向相共<sup>二</sup>御焼香・御引導  
御葬礼・御法事相勤 尊骸奉御火葬、御遺骨<sup>者</sup>奉移大樹  
寺候、大林寺<sup>江者</sup>御分骨仕、尚 廣忠様御一代之御肉髮  
御爪・御肌附等御納被為遊 尊牌御廟所御建被為  
置候、其後

神君様、御八歳之御時、大林寺<sup>江</sup> 御仏參之節、住持照翁奉  
御供、於御火葬場為御印松樹御植被為置候、其後、右之御場  
所<sup>二</sup>一字御建立被為遊候、只今之松應寺<sup>二而</sup>御座候<sup>中略</sup>  
廣忠様御沐浴之器類<sup>并</sup>照翁自筆之祭文等今<sup>二</sup>有之候  
御中陰御法事、当山<sup>江被</sup> 仰付、一山出勤修行仕候

岡崎能見郷松應寺記云、廣忠公天文十八己酉年三月六日  
於岡崎城 御逝去、乱世御合戰之砌<sup>二</sup>而訖合有之、城主御逝  
去之趣奉隱、依為近所大林寺境内藥師堂<sup>二</sup>奉入置、寺中安  
養院・光善寺勤番<sup>二</sup>被附置、夜中密<sup>二</sup>藥師堂より能見原隣  
誉月光庵室之前<sup>二</sup>奉送葬候、此年

権現様御八歳之御時、被為遊 御廟参 御悲歎之余り

御塚上御墓 駿<sup>(しん)</sup>与<sup>(と)</sup> 御手自松<sup>(てつから)</sup>一株被為植、且松平家於為繁

栄者松葉其方<sup>二</sup>向ひ候様<sup>二</sup>与<sup>二</sup>被為遊御祈念候<sup>二</sup>而御塚之辺  
御回り被為在候

依之為御吉例、正・五・九月於御松前天下泰平御武運



御繁栄之御祈願相勤来候

右之御松、大木ニ相成、別而東之方江向候而枝葉栄え申候御祈念之御松

故御鳥居有之候 右能見原隣誉月光庵室之地江永禄三年

権現様、新一寺被為遊御取立、則能見山瑞雲院松應寺と

御附被遊中略是より御在城之節者度々被遊 御仏詣候中略

廣忠公於岡崎城御逝去之節、大樹寺者大檀那ニ而其寺江可奉

葬之处 廣忠公御亡父君之御為ニ織田信秀与合戦之思召

有之、援兵を今川家ニ乞、其御用意之处、風与被為遊御逝去候ニ付

其節、尾州信秀方より織田三郎五郎を三州安祥之城ニ被籠

置、其外東三河田原之城主戸田氏、西三河苅谷之城主水野氏

皆是織田方ニ相成、各岡崎之安否を相窺ふ砌なる故 御逝  
去を岡崎城内慎ミ隠さんため、幸ひ近所ニ付大林寺境内内薬  
師堂に奉隠置、勤番には寺中安養院・光善寺両僧を被附置  
廣忠公之御家臣等早速駿州今川家江致注進、猶々城を固め  
安祥江不知様致用心、密に右大林寺より能見原之隣誉月光  
庵室之前江奉送葬、土をかき上<sup>ケ</sup>置候よし、既に前後敵の中岡  
崎之城主逝去と申儀、其節外聞を怖れ頭<sup>ニ</sup>に依難火葬、則密に  
致土葬、逝去相隠し、別而籠城嚴敷、只今川家よりの加勢を相  
待、無難三月中旬駿州勢共に合戦可有之由ニ候故、土葬ニ致候よし  
権現様御八歳の御時、安祥落城ニ付、織田三郎五郎と

竹千代様と人質御引替相濟 竹千代君駿府今川家江

御下向之砌 尊父廣忠公之御墓江被為遊 御參詣 御葬之

躰御尋之上、乱世之節<sup>二</sup>而唯土をかき上置候躰 御悲歎之

余り末々之御驗<sup>(しる)</sup>之為とて 御手自小松を引セ給ひ、御植ありて

松平家於為繁栄者此松成長し、枝葉其方<sup>二</sup>向ひ栄へしと

御念立被遊候由、慶長十巳年

権現様、天下御一統被為 召知、御吉祥之後、六十四歳の御時

廣忠公御廟所御松前江御石垣・御玉垣・御鳥居・御拜殿・御柵

朱塗・御塀・御門并惣御圍、栗木矢来等御建営被 仰付候

山中法蔵寺記云、天文十八年正月

権現様御入学、三月迄御常在遊さるゝの処、六日 廣忠君  
逝去之旨岡崎城より内通ありしかは、師範教翁上人御同  
輿にて 此時  
御年八 夜中竊に岡崎城へ入らせられ、老臣とゝもに閑  
談之处、当時物騒敷折なれば、逝去の儀披露なりかたし、先竊に  
御内葬可仕旨 若君仰られしかは、評定相決、当山教翁上人  
大導師として矢作光明寺住持親阿とゝもに御剃髪沐浴し  
奉り、三歸戒を授け奉り 御法号を慈光院殿應政道幹  
大居士と贈奉り、御内仏壇前にて焼香申上、夜中隱密に遺  
骸を大林寺に入奉り、彼寺阿弥陀堂に於て住持照翁上人  
とゝもに御引導内葬式を執行ひ、後大林寺領能見原において

火葬し奉りぬ、かくて教翁上人御暇乞の時 若君、上人を慕はせ給ふこと恰も御父母のことくなし給ひ、又々当山へ 入所中略

廣忠君の御分骨を瓶内に納め奉りて、当山中 御先祖方 御廟塔の地に御遺骨を納め、長七尺余の五輪の石塔を築き奉り、供僧を添させらる、今塔頭慈光院は其時の供僧の一なり、其のち六月にいたり 廣忠君逝去の御披露ありて、大樹寺に於て御本葬式執行はせ給ふ、此節御法号 瑞雲院殿と改りけれとも当山にては今も猶 慈光院殿と称し奉り候

開運録云、岡崎ノ松應寺八元廣忠公火葬場ノ傍ニ在ケル草庵ナリ、竹千代君其地ニ松ヲ植工祝給ケルハ、若松平ノ家ノ(もし)

興隆セハ此松枝葉共ニ長スヘシ、モシサナクンハ速ニ枯木トナラント  
心中ニ誓ヲ籠給フ、其松年々ニ茂リ盛ヘケレハ、慶長七年壬寅ノ  
春、彼庵室ヲ御造立アリテ、松應寺ト号シ給ヒケリ

謹按るに 岡崎殿御廟地の事、此四箇寺同宗なれとも

二流分ちありて、互に疎遠隔越なれば、記す所も又ひとしからず  
此中二寺つゝ同流なれとも皆吾寺の栄功を人にも世にも  
しらせまほしければ、かくのことく異同ある歟 岡崎殿卒去

の時、家臣衆隱密の沙汰にて織田・今川への聞えをはゝかり  
法蔵寺は平生御帰依と云、ことに道も隔りければ、却て内  
評定の為に便宜もよく、又臣下衆に檀家も多ければ  
青山家記には

教翁上人は岡崎殿御一族と有之当寺由緒記も  
右に同じしけれと預らざる事なれば略す 法蔵寺を召れ

御密葬其外の事を談せらるゝの時、先御城内において

御棺内へおさめ香剃・沐浴・御回願・御供養申上、御法号を  
捧げ奉りし事必然ならん 岡崎城に今持仏堂曲輪あり、一説に  
御内仏の後にて其後黒本尊安

置の所と云、又御仏具を  
収入の庫ともいふ 其のち法蔵寺言上并臣下衆の内評に

よりて城隣たる大林寺へ密々送り奉り、彼寺の本堂に

御滞棺の上、家士中にさへ内密なれば 大林寺にて御内葬など  
いへるは此時なり然とも

御法号は法蔵寺より奉りしを御採用ありしにや、此時  
大林寺より御法号さゝけしといふ事記録に見えず 岡崎の町

町は勿論御領所等にて此御事を知れるものなかりしとなん  
かくて駿河へ使者馳行ければ、かの方にても種々評定の上

警衛の士あまた来り、尾張勢并当国にある所の織田方の防禦の手あてなと嚴重に相定、万事義元の指揮を問合せ臣下衆一同安堵の上御領分へも披露ありける歟、野見原八広々たる地にて、隣誉貞鈍上人月光庵にて心静に修行のため、大樹寺を隠居し結庵、清冥の地なれば、其近き所に葬り、則御廟所守供に充られし歟、大林寺よりは境内と云法蔵寺よりは大林寺領と云、大樹寺よりは右の沙汰なく唯当山隠居月光庵と云、大林寺は城主西郷氏の開基にて野見原と程近し 二・三町あり  
今八町つゝき 其頃は今のごとく町屋も非され八境内といはんも領分といはんも同じ事にて、いかにも大林寺由



緒の地所なるへし、しかれとも広野なれば、隣誉此地の眺望  
静寂を愛し、大林寺より地を乞ひて結庵せる歟、大樹寺・大  
林寺同しく松平氏の開基なれば、水魚の思ひにて隣誉か道  
徳を慕ひ、大林寺より隠地にゆつりにや、又大林寺の地続  
なりしかと、領地にもあらされは隣誉か心のまゝに結庵せる歟  
その程はしるへからず、抑野見の原といへるは、四時の眺望いはん  
かたなし、東の方は岡崎の町に近く、南は大林寺の木立繁り  
西に矢作の川流れ清く、乾に猿投サナケの山高く聳え、白雲常に  
麓をめくり、北に大樹寺の堂宇松間にあらはれ、猶遙に三  
河・信濃の峯々空につゞき、当国にならひなき眺望の地なれ八

能見といひ又郊野の見渡し勝れしかは、野見とも書るにや  
 隣誉か結庵も西方落日の勝観に便りありとて、大樹寺隱  
 居のゝち、独座静修せしならん歟、大樹寺は 親忠君より  
 御代々の御菩提所なれば、表御葬礼はかの開山より十八  
 代目昌蓮社乗誉上人なりしを、出向御葬送申せしといふ歟  
 又大樹寺の記に、異流同列葬送なしとあれと、そは我執つよく  
 独り自山の功操となさん為なるへけれと、正傍弁へぬ事なり  
 たとへ自他宗にても縁により(ふしゆ)諷經焼香納經固拜の葬送は  
 今昔一同なり、大樹寺御導師つとめ奉りし時、外三ヶ寺 諷  
 經同列御葬送ありしなるへし、且法蔵寺の記御年譜大成

【諷經】諷誦 經文など  
 を声をあげて読むこ  
 と。

記・編年集成・烈祖成績・三河記等に異なれはいかゝと云へき所も多けれと、近世すら一義を種々に言伝ふれは、ましてそのかみの事一書によりて一書を破すへからず、慈光の御院号大樹寺・大林寺・松應寺よりはいはすして、諸事に散在する事ふるければ、法蔵寺の記も虚設(マ)とすへからず、今誠に此四を合同せしめは、初め法蔵寺は御城内にて密々の御沐浴御香剃をつとめ、御内仏にて戒を授け奉り、御回願御供養御法号をさゝけしは必定なり、次に大林寺へ移し奉る時かの寺にて又御法諱を御位牌にしるし、勤番朝暮御回願の時節、御香剃の式、御法会・御回願ありし事、是又大林寺

より書上のことくなるへし、次に野見原にて御葬送ありし時  
大樹寺来り御導師つとめ、其後御中陰御法要、表立し事八  
悉皆大樹寺なり、但し、此三個寺よりは御火葬と申けれど  
松應寺にては御土葬と記しあれば、いかにも御土葬なるへし  
日本中古以来、王公貴賤一同火葬せしにや 後陽成院まで  
御火葬なり、そのゝちは御火葬の御規式のミありて、御土葬と  
なれり 岡崎殿をも御火葬と言伝ふるは、御先例なれば  
さもあるへけれど、此時は御土葬なりし事必然なり、今松應寺の  
御廟前御玉垣・御石垣・御鳥居・御門等を始め、もし御火葬  
なりせば其御跡はかりなるを、いかてかくのことく嚴重に御困

置かせられ、別に一字を御建営あらせらるへき、殊に武徳大成  
記云、慶長十七壬子年正月廿六日 神君大樹寺へ御参詣  
ありて先祖の御廟を拝せらる、直に松應寺へ御参詣ありて  
尊考贈大納言君の御墓を拝し給ふ、寺僧等各賜物ありと  
あれは御遺骸は当寺に蔵め、尊牌所は大樹寺なる事明か  
なり、故に今に至り御年回御法会の時は必大樹寺の外、松應  
寺へも御法事料を賜る事御例なれば、争ふへきにあらず、され八  
大林寺の御廟は御休棺の地なれば、御爪・髪を納め御廟を  
建させられ、法蔵寺も右に同しく御しるし立させられしならん歟  
慈光院殿の御法号は法蔵寺よりさゝけ、表立て御葬式の

【尊考】「考」亡父。  
亡母は「妣」と対。

御時 瑞雲院殿の御法号を大樹寺より奉りしとしらる

大樹寺過去帳には、應政道幹とのミありて御院号なし、貞鈍隠士

松應寺開山 御廟守として後一寺御造営被 仰付るゝの時  
大樹寺隠居

東照宮御手植の松、御祈念に応し、東に向ひ枝葉盛茂せしかは

寺号附へき命ありし時、貞鈍より寺院山の三号をさゝけしと

見えたり、其時より 岡崎殿を 瑞雲院殿と号せしにや、又

此三号はやはり大導師つとめ奉りし大樹寺より捧けしかは

御院号其時より称し奉りしにや、今大樹寺御累祖の御廟塔八

元和三年

台徳院殿の御再営なれば、三河御代々の御院号、此時贈り奉

りしにやとも思はる、しかるを、元和より先の御位牌に御院号ある事は、後世御加号を書加へしなるへし、仍て四箇寺は御由緒正等の事にして、其中にも分けて別出、大樹寺は正本の御導師御靈前所、松應寺は御遺骸現存の御靈地、大林寺は数月御滞棺の御因縁、法蔵寺は御城内御香剃御密葬の導師なるへし、又四ヶ寺一同の列の時は、大樹寺は御導師、余の三箇寺は諷経列衆の焼香ありしといふへし、既に松應寺は道幹君の御遺骸をおさめ葬りしの御場所なれば、御建立の後伝 奏衆へ申し入られ 勅願所となし、後年住持に紫服の綸旨を賜へり、大成記云、慶長十六年 廣忠卿贈大納言の

勅許ニヨリテ、參州岡崎ニ松應寺ヲ新ニ造立アリテ寺領ヲ附  
セラレ、住僧ニ紫衣ヲ玉フ 綸旨松應寺ニアリ下略御年譜云  
慶長十七壬子年正月大二十日至岡崎廿六日 詣于大樹寺・  
松應寺賜銀住持 下略林大学頭旧記云、大樹寺法會記  
一卷 廣忠君の御靈牌、三河国大樹寺に有之、慶安元年  
御百年忌に当らせ給ふに依て御法事ありしに、仰に依て  
其記を作る 是等の書によるに

東照宮、大樹寺・松應寺に詣給ひ、大樹寺を 御先祖の  
御靈牌所となし、松應寺を 道幹君の 御廟所のミと  
定め給ひしならむ歟、右のことく 御当家に於て御由緒正しく



御大切の御場所なれば、寺領あまた附させらるへきを、他国にて諸寺院へ賜はれるよりも少きはいかゝの故ならんと思ふに東照宮、関東へ御替封のゝち、岡崎へ田中兵部大輔入城有けれ八夫までの寺領をこと／＼く没収し、一旦無禄と成りしを、関ヶ原御勝利の後、夫々愁訴し奉りければ、前領にしたかひ 御朱印を賜りける、然るに 御本国故 御家の御由緒多き寺社の数他国に陪(倍)しければ却つて他国よりははふかれ給ひしとなり、この事を或寺僧言上しければ、凡寺社へ百石賜へるは武家一万石に等しかるへし、其故は、当家の由緒は当国に多ければ、もし寺社ことに願のことく与へなは、三河一国は寺社の領になすとも

足るへからすと仰けると或書に出すといへとも、真偽はかり難し

桑谷廣忠寺由緒の事

松平彦太夫家譜云、家祖松平右京大夫忠政者

東照宮御庶兄也母大給城主松平和泉守乗正女

於久称天文十五春岡崎城生然処 廣忠君水野

忠政息女入輿事申来其頃水野氏威勢有之為御

軍慮御取結被成度御心替二八無之由母へ御内談有之

処御答御手広御繁昌御願申之間早々御返事可

被成旨御相对相濟弥入輿定岩津普請出来引移

後 廣忠公度々亭 御入被遊則二百五十石忠

政母化粧田賜之母病死後忠政賜之中略天文十  
 八己酉年三月六日 廣忠君御逝去二付母薙髮改(ていはつ)  
 妙琳母桑ヶ谷村居住中略永禄五壬戌年  
 神君西之郡御働之時忠政之亭 御立寄蒙  
 御懇之命 道幹君御位牌 御拜被遊甚敷被為  
 及御落涙其節一字建立仕度旨奉願処被仰付可  
 号廣忠寺旨且以槻(マ)新開山被仰付改惠最和尚  
 三州桑谷廣忠寺記云、開山槻新者母者松平氏  
 東照宮之御舎弟也於桑谷村出生  
 神君御誕生日年月日時一同事故可出家旨

【槻新】『岡崎百話』(岡崎地方史研究会)の三七頁には「(木編に頼)新」とあるが、この字は大漢和になし。頼は穎の俗字。本文の「槻新」は「松平彦太夫家譜」の写しである。『岡崎百話』の「(木編に頼)新」は出典不明。

廣忠公蒙 仰改槻新為曹洞宗僧 中略後依兄忠  
政之願一宇建立之節為開山賜五十貫文 御黒  
印 道幹君御位牌御安置 御在判之賜御書

岡崎殿	此間之文字不分明	應政
道幹大禪定門		
太夫殿	槻新父也	
御在判		

謹按るに、忠政の譜并寺記ともに載る所他に証と為せる書も見えず、三河墳墓記には、廣忠君の御廟所地のやうに

書なすといへともさにあらず、たゞ私に一字をひらき

東照宮に乞奉りて 道幹君の御位牌を安置せしはかり

なり、されは此寺を開基せし忠政・於久姫ともに没後は山中

法蔵寺に葬りしなり、殊に其頃賜はりしといへる五十貫文の

地も今は寺に伝へす、かゝれは 道幹君の御位牌所

御廟の御場所なとゞ思ふへからす

大樹寺等四箇寺御由緒略出の事

洛東惣本山知恩院末

浄土宗鎮西流白旗派

御判物高七百三石 三河国額田郡大樹寺村

外二

除地并御祠堂金有之 成道山 松安院 大樹寺

勅願寺  
常紫衣

開山真蓮社勢誉上人愚底聖訓大和尚

開基大檀那 松平右京亮親忠君

当山起立記略云、開山勢誉聖訓上人關東修行成  
就後於三州鴨田村西光寺弘通淨土真宗道俗歸  
嚮化扇一時領主松平親忠君延城說法感其道德  
成師檀之約明応二年井田合戰之後十夜念仏  
現益起立一字名成道山松安院大樹寺以為子孫  
累代御菩提所尔後 御代々弥歸寺門賜 御判  
物御一門御家臣同為檀家古文書甚多 下略

武徳大成記一云、親忠君当家再興ノ祈禱又ハ先祖菩提ノ  
タメト思召テ、額田郡鴨田ト云処ニ一寺ヲ建立シ玉ヒ、寺領ヲ寄  
附シテ大樹寺ト名ケ玉フ、大樹ハ將軍ノ別号ナリ、後々 御子  
孫大將軍トナリ玉ヒ、天下ヲ治メ玉フモ明ニ知リ玉ヒテカクハ  
名付玉フカト世人云アヘリ、一説ニハ伊田合戦ニ軍士多ク死  
シテ戰場ニ夜々光者アリケルヲ、親忠君イタハシク悲キ事ニ思  
召テ、此寺ヲ建立シ玉ヒテ数年ノ後、大樹寺ト名ケ玉フ  
鈴木勝次郎家譜云、明応三年十月、三州寺部・伊保・  
拳母・八草・上野等城主、率雜兵三千進來、攻岩津城  
于時 親忠君即催卒一千人戦、額田郡大勝之

開運録云、明応二年十月、信濃勢二万騎押寄来、於  
井田野大合戦、得勝利 魂魄毎夜有光有叫喚声、於  
是 親忠君招請勢誉上人建仮堂創七日七夜念仏  
吊之(中略)改此仮堂為寺名成道山松安院大樹寺  
大樹帰敬録云、明応二年十月、於井田野所討死為  
靈建大樹寺、開山勢誉上人、初鴨田村西光寺住僧  
御年譜云、 親忠創立大樹寺

附尾云、成道山大樹寺開山勢誉上人

謹按るに、当寺起立の事は当寺より書出すの外、諸書に  
明応二年なり、是より 御当家三河国に住セ給へる



御五代の間の御菩提所なる事、当寺古文書其外に委し  
又、当寺の事しるせる書、三河国二葉松・三河古墳記・三河  
雀・三河国古里名郷号・岡崎古記・参州墳墓記・諸三河記  
等に出れはこゝに略す

御年譜云、永禄三年庚申五月大十九日、義元令公  
守大高城、此日信長与義元戦尾州桶狭間、義元為  
信長所殺同夜水野信元下野守告義元死於大高故  
公待月出、引兵帰三州二十日至三州陣、于大樹寺  
二十三日復帰岡崎城

武徳大成記云、永禄三年、今川義元、駿州及遠州・三州ノ騎

兵四万ヲ率テ五月十九日三州池鯉鮒ニ至ル 中略

大神君、直ニ岡崎城ニ入玉ハス、軍ヲ大樹寺ニ駐メ給フ事三日

謹按るに、義元討死後

東照宮、此寺に 入御まし、三日の間に登誉上人の教化に  
歸し、堅信御聴受の上、宗門の血脈受けさせ給ひ、猶

安国院殿の御法号を受させ給ひしとあるは此時なり、開  
運記・敬運録・浄宗護国篇等の書に其時の事状等を委  
しく出すといへとも、事あまり繁ければ、却ていかゝと思へる  
所もあれは出さず、当山はかくのとき深重の御由緒によりて  
こそ、元和二年

東照宮御遺命により、神さり給ひし御時、幹部御法会を開かせらる、御奉行本多豊後守・本多縫殿助・水野隼人・松平和泉守・丹羽勘助、諸大名香奠を備へられ使者を出す、尾張義直卿、別て御追善の御法事を添勤らる、此時又、増上寺にても幹部御法会、諸宗諷經あり

御朱印高百石  
洛東知恩院末  
浄土宗鎮西流白旗派  
三河国額田郡能見郷

勅願所  
常紫衣

能見山瑞雲院松應寺

寺記云、天文十八年己酉三月六日、岡崎殿逝去、此頃合戦の中な

れは、是を隠し置、群臣駿河国今川家へ加勢を乞ふ、此時近隣に敵織田方に一味し、又は内通の族も少からず、中にも三宅・鈴木・熊谷等、伊保・足助・挙母等にありて敵の色を顕はしければ、是等を防ぎの手段ありて、密に夜中大林寺境内薬師堂にうつし入奉り、寺僧安養寺末寺光善寺を勤番に附置、其後又、夜中に野見原月光庵 大樹寺十世の住持 隠居後庵を結ひ居 の前において葬送あり、程なく駿河国より援加の軍勢来着せしかは、六月に至り是を披露し御遺骸をうつめ、表葬の御規式、御一門の御焼香等あり、然れとも別に墳廟をも構へられず、唯土をかき上げ置けるのミ、此時

竹千代君御年八にて、尾張国熱田に御座なり、然るに三河国安

城を駿河国より攻けるにより、織田三郎五郎を生捕ければ、両軍評議談合の上、三郎五郎と

竹千代君と人質の引替すみて

竹千代君、駿府に御下向に定りける、其時

御父君の御廟に詣てさせられ、葬儀の事とも御尋の上 御悲

歎きはまりなくおはせしかと、いまた人心定りなく、駿府御下向の

御事なれば後のしるしにと 御手自小松を引せ植させられ

御念言なし給はく、松平家繁栄せは此松成長し、枝葉繁栄すへき

方に向ひて根さし枝しけるへしとなり、永禄三年御年十九、初めて

岡崎城へ御帰座ありてのち 御父靈御菩提のおんためとて、新に

能見原月光庵の地に一字を建させられ、能見山瑞雲院松應寺と号す、この時初て御法号 慈光院殿を改め 瑞雲院殿と号し奉る、則庵主隣誉月光和尚を開山と定らる、其のち慶長十六年、諸堂宇再建被成下 下略

御朱印高百石  
洛陽大本山圓福寺末  
浄土宗西山流深草派  
三河国額田郡岡崎

常紫衣

拾玉山阜光院大林寺

開山天盈良倪(てんえいりょうげい)上人大和尚

開基大檀那岡崎城主西郷弾正左衛門尉信貞

寺記云、人皇百三代 御花園院御宇康正二年、三河国住士  
西郷弾正左衛門尉頼嗣、額田郡を所領の時、岡崎に城を築き住す  
文正年中、岩津城主松平信光君五男松平紀伊守光重、これを  
攻る事数年、終に光重討勝、頼嗣降を乞ひ城を渡し、近辺に逼  
塞す、光重城主となりて後、長男松平左馬之助親貞に譲与へられ  
自ら薙髪入道し、栄金と改め大草江移る、親貞、西郷と和睦し  
頼嗣の息信貞を智とし岡崎を譲る、信貞此時先父の名に依て  
西郷弾正左衛門尉と改めけれと、後松平に更改す、是光重の後な  
るによりてなり、此時当城を改築するに及び、城中鎮護のため  
且は頼嗣追善菩提のため、城中に一宇を建開し、拾玉山大林寺

と号し、兼日歸依の僧岩津妙心寺二世天盈良倪上人を開祖と  
仰く、是明応二年丑三月なり、其比、<sup>(一三)</sup>安祥城主世良田清康君、当  
国の諸士をなづけ、強きをうち降るをうけ給へは、自然と権威備  
はり遠近風を望ミ伏しけるに、信貞又兵権をたくましくして、弱を  
うつの勢ありければ、其中一門なれともむつまじからず、此時良倪  
上人、道德に長し、国士多く歸依ありしかは 清康君・信貞共に  
常にまねき法義を聴聞あられけるにそ、やかて両家和平をとり  
扱ひ、信貞息女於波留姫を 清康君に嫁せられ、両家和睦あり  
信貞、老後城を 清康君に譲り、自ら退隱し、南明大寺村に幽栖し  
大永五年酉七月廿二日卒去、大林寺に葬送し、法号泰叟昌安



禅定門と名く、依之 清康君当寺再建被成下、新に仏料を加賜之

謹按るに、此縁由により、於波留姫願により 清康君逝去の

時分骨ありて葬儀取行はれしなるへし、於波留姫は天文十

七年申二月十六日、掩粧当山に葬送あり、法名華岳院芳月

青春大姉と号す、照翁上人引導を勤む、依て 廣忠君逝去し

給ひし時、御滞棺等の事ありしとそ

小林勝之助正陽譜云、先祖平左衛門尉重次

清康君奉仕之刻享禄四卯年秋三州額田郡能見

野拾玉山 大林寺 清康様御再建之刻仍命元祖

紀伊守重定石碑大林寺境内造立

洛陽大本山圓福寺末  
浄土宗西山流深草派  
御朱印高八十二石九斗余  
三河国宝飯郡山中

外  
御朱印十二石寺中嘉勝軒分  
二村山國豊印法蔵寺

勅願所

当国同派三檀林之中

開山教空上人龍藝大和尚

寺記云、日本武尊、東夷征伐の時、当山の頂を詠(なが)めらるゝの時、赤

白二色の雲錦の旗のことく(あいたい)靉(あいたい)黳(あいたい)せるを一見により、峯にのほり

天照太神を遥拝し 中略 大宝年中行基菩薩一寺を開き、出

生寺と名つく、中略 永享三年、開山教空龍藝上人初て浄土宗に

改め、堂宇を再建の時 松平親氏君兼て当山観音を信敬在

【靉黳】雲のたなびくさま。雲が日を覆って薄暗くなっているさま。

らせられ、常に参詣し、自ら大般若經を書写し観音の宝窟に納  
願書を籠らる、其後 信光君本堂を建させられ、御祈願所料と  
して永三十貫文を寄附の上、寺縁を尊信のあまり、其ころ洞院  
實熙公帰京の時、国人ともに送り、当国の目代となり給ひし  
時、在京中観音の由緒、寺門の久遠なるを奏 聞ありて

勅額を乞ひ 勅願所となし給ふ、其後天文十八年酉正月

東照宮、当山へ 入御、三月迄 御常在遊はさせられ、御手習等  
なし給へり 下略

謹按るに、此四箇寺法義の浅深寺産の多少は差別ありと  
いへとも 御当家に御由緒の厚薄は他寺に比すへくも非ず、故に

岡崎殿の御廟各山に造営ある事まかふへくもあらさるへし

大樹寺・松應寺にて御追遠御法事、差別ある事

大樹寺記云、天承九巳年 瑞雲院様三十三回御忌為御追福

百人扶持を賜、大衆三ヶ年常法幢被 仰付候

慶長三戌年五十回御忌、從関東被 仰越百人扶持被下之

慶長八年御贈官位奉改号 大樹寺殿、此時之 口宣一通

宣旨一通当寺住持頂戴之仕候

慶安元子年百回御忌千部修行被 仰付

銀貳百枚

上使

松平越中守

銀五拾枚

大納言様

御名代

大久保豊前守

御法会奉行 松平主殿頭

御賄方 鈴木八右衛門  
鳥山牛之助

御台様 御簾中様・御三家方・御家門方よりの御香奠

御名代有之

元禄十一寅年百五拾回御忌壹千部法要被 仰付之、為御布施青铜

貳千貫文・米五百俵被下置之、此外御香奠等八如前条

銀貳百枚

御名代 青山下野守

勤番 水野豊前守

御賄御代官 万年三左衛門  
大草太郎左衛門

延享五辰年貳百回御忌之節者、依御省略之御時節、五百部御法

会可仕旨にて金四百兩被下置、御香奠御三家方其外迄諸事御減少

銀五拾枚

御名代

牧野駿河守

銀三拾枚

大御所様

御名代

同人兼

銀二拾枚

大御所様

御名代

同人兼

勤番

水野 監物

御賄方

天野助次郎

寛政十年二百五十回御法会五百部被 仰付之

御名代

松平伊賀守

勤番

本多中務大輔

御三家方・御三卿方其外御家門より御代拝・御香奠有之

大樹寺に御再建御廟石不同之事

大樹寺境内御廟石之分

親氏公石塔

三尺三寸

泰親公石塔

三尺八寸

信光公石塔

四尺八寸

親忠公石塔

六尺七寸

長親公石塔

六尺一寸

信忠公石塔

五尺九寸

清康公石塔

六尺一寸

廣忠公石塔

五尺

謹按るに 親氏君 泰親君の御廟所は前に出せることく  
松平村高月院にあり 信光君の御廟所は岩津村信光  
明寺にあり 親忠君大樹寺を開かせられ、当寺に御送葬<sup>(ママ)</sup>  
ありしより 御代々の 御廟地と定めさせらる、仍て元和三年  
台徳院殿、当寺境内に 御八代様の御しるしを御再建  
仰付られて御供養・御祭薦 仰出されし事、御追遠の  
御厚誠をつくさせられ 御子孫御繁栄御祝禱の御高慮  
はるかに 親忠君の 御遺慮を継せ給へるならん歟 且此  
御石塔 御代々様御不同あり 道幹様もし当山へ葬し奉  
らは、いかてか 長親君 清康君よりも御たけひきく造らせ



らるへき、是御葬地は松應寺にて 御霊牌所を当山と定め  
させ給ひしゆゑ、御石塔はかくのことに造らせられ、高月院・信光  
明寺・松應寺に 御廟所あらせらるゝといへとも 御代々様  
御菩提所の御趣意を継せられ、当山に別建なし給へる事、当  
山は余の御菩提所に混ぜざる規模なり、是全く度々厭欣の  
御旗を出し御軍事にあつかり 御家に御由緒深き所の  
いさおしなるへし

御院号を称せずして御道号を唱ふる事

御当家の御例 御代々様は勿論三河御八代様も悉く

御院号を以て是を称し奉る事普通儀なり、凡そ 御院

号を称し給へる事御容易の儀になく 禁中に准せられ、誠以  
目出度御事なり、然るに 瑞雲院君のミ是を称せず、直に  
御道号を以 道幹様と称し奉る、此儀は既に上に出かことく  
慈光院殿 瑞雲院殿と二の御称号在せられ、後 大樹寺殿と  
号し奉る上は、前の 御院号にもまされ、又改められしをしらぬ者も  
あれは、たゞ 大樹寺様とのミ称し奉る時は別に憚らせらるへき事八  
あるましけれと聞たかへ事まきれん義などありて後々にいたりいかゞ  
など 思召れし事ありしにや 岡崎殿はかりには 御院号を  
称せずして 御当家御代始より 道幹君とのミ称し奉るなり  
たゞし 御位牌等には 大樹寺應政道幹大居士と是あり

傳通院御方仮御法号

知恩院古記云、慶長七年八月廿九日、於伏見御城

家康様御実母於大様御逝去、依之於当山御葬送被 仰付

御導師満誉尊照大僧正、御中陰御法会、千部御修行、御年七十五

其後奉 命水野日向守勝成・松平隠岐守定勝御供<sup>二</sup>而

徳泰院様関東武蔵国江御下向、六役者・山役者も御送奉申上之

武徳大成記云、慶長七年八月廿九日

神君ノ御母堂水野氏逝去、歳七十五、傳通院殿卜称ス、十月二日

神君伏見ヲ出テ江戸ニ歸給フ

慶長年録一云、慶長七年壬寅八月上旬より伏見にて

【六役者】六役。葬儀での主要な役の名。棺かつぎや墓穴堀のことをいう地方が多いが、葬列の位牌持、棺かつぎ、水桶持、飯盆持、土かけ役、松明持などという地方もある。  
【山役者】江戸時代、村中入会山の材木を対象に課された小物成。しかし、ここでは意味が妥当かどうか分らない。

御大方様御病氣、同廿九日御年七十五にて御他界被成候、是者  
三河国苅谷城主水野右衛門太夫殿と申人の御息女也

家康公、殊之御外御愁傷被遊、御死骸は江戸へ御下し、小石川の寺にて  
御葬礼可被成由御遺言也、右の小石川傳通院は浄土宗中興の  
了誉上人御開基の寺也、然共先方の代に当国当所乱世にて久  
敷学匠能化も無之、就中天正十八年小田原陣の時、八王子筋より  
上方敵軍等乱入して、此辺の寺々在々所々焼払申候間、弥々此  
寺亡所と成候て、寺の門前、意光庵・乗国庵・上寺<sup>ウハ</sup>抔と申て寺僧の  
寮少々残り、寺の形わつかに残り申計ニ候処、当御代、御打入のゝち  
御鷹野に御座被成 御覽被遊、急々御取立被成、寺を御建立

【能化】仏語。師として  
他を教化できる者、主  
として仏菩薩をいう。

ありて 御袋様之御菩提所に可被遊との儀にて、御崇敬被遊候也

一晦日に伏見より御体を御輿にて御下し、水野日向守・松平隠岐守  
以下御一門衆御供にて九月十三日に江戸へ御下向、同十六日小  
石川の寺へ御入、さて同十八日小石川大塚の原にて御葬礼、寺より  
西に涅槃堂あり、夫より御葬礼との間、六地藏堂を立られ、火  
屋の幕は紗綾黄色、水引は金欄なり、御棺は萌黄の金欄、天  
蓋も同色萌黄紗にて張申候、灯籠四十八未敷開敷の蓮花、日光  
月光其外美麗の粧(かき)り、凡近代無双の御葬礼なり、御導師源誉上  
人、御法号 傳通院殿光岳蓉誉知香大禅定尼、同廿日より諸宗の  
出家参詣・誦經有之、四十八日之間御法事・頓写(とんしゃ)大念仏有之

【頓写】急いで書き写すこと。追善のため、一座に大勢が集まって大乘經典、主として法華經を一日で書き写すこと。漸写に対していつ一日経。

浄僧筆記云、徳泰院様九月十三日伏見より御下棺二付、観智国師江  
被 仰付、九月廿日より四十八夜別時念仏被 仰付、此間法問  
頓写奉事讚・六時礼讚・三部妙典奉修之、国師御法号被奉改之奉  
称 傳通院様、是遠国より御伝駅関東二御通行有之候二付、其段  
御伺被有之、尤記主禅師制作之傳通記之書名二被扨之由御達有之  
傳通院大夫人、伏見城にて御逝去の時、洛東華頂山知恩院にて  
御葬送あり、御導師大僧正満誉尊照大和尚 正親町院 此時  
徳泰院様と称し奉りしとなり、夫より水野日向守勝成・松平  
隠岐守定勝御供にて関東へ御渡棺あらせられ、小石川大塚  
にて荼毘し奉り 今智香寺光岳寺は 無量山寿経寺を御再建に  
御荼毘の地なり

及ひ給ひて再ひ増上寺第十二代の貫主普光觀智国師源誉  
存應大和尚 台命により御導師をつとめられ、諸檀林を始  
寺院所化を招かせられ、御葬事御法会の時に及ひて、今の  
御称号には改められしなり、依て今も華頂山 御影堂の  
御右の方には 傳通院君の尊牌を安置しあり、方今の人  
徳泰院の御法号をしれるものまれなれば、こゝに出す